

放射性廃棄物処理場の今後の新規制基準対応について  
【審査会合資料（案）】

第404回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（令和3年5月17日開催）において、第2廃棄物処理棟のアスファルト固化処理については、原子力科学研究所の液体廃棄物の発生状況から、第3廃棄物処理棟におけるセメント固化処理による代替も可能であることから、放射性廃棄物処理場全体として、施設・設備の合理化を進めるため、停止することを表明した。当該措置を考慮した放射性廃棄物処理場の今後の新規制基準対応の申請計画案を表1に示す。概要は、以下のとおりである。

（1）原子炉設置変更許可申請

令和3年11月を目途にアスファルト固化処理停止に係る原子炉設置変更許可申請を行い、令和4年5月の許可取得を目指し、対応する。なお、アスファルト固化処理の停止に係る原子炉設置変更許可申請の主な内容は、次のとおりとなる。

- ・アスファルト固化処理停止に係る記載の整理
- ・第3廃棄物処理棟における受入上限値の変更に伴う液体廃棄物のレベル区分変更
- ・第3廃棄物処理棟及び第2廃棄物処理棟における安全評価の見直し
- ・液体廃棄物の処理フローの見直し（アスファルト固化処理を停止し、セメント固化処理に集約）

（2）設計及び工事の計画の認可申請

新規制基準対応に係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請は、9分割して進めている。そのうち、6件については、認可を得ており、未認可の3件の状況は次のとおりである。

- ・設工認（その4）：令和3年1月15日申請、令和3年7月×日補正申請、令和3年10月認可希望
- ・設工認（その6）：令和3年5月7日申請、令和3年7月6日補正申請、令和3年8月認可希望
- ・設工認（その9）：令和4年5月申請予定、令和4年9月認可希望

（3）原子炉施設保安規定

令和3年 10月 にアスファルト固化処理停止等に係る変更認可申請を行う予定であり、認可取得希望時期は令和4年2月となる。また、令和4年10月 に放射性廃棄物処理場全体の新規制基準対応に係る最終的な変更認可申請を行う予定であり、認可取得希望時期は令和5年2月 となる。

以上

表1 今後の新規規制基準対応の申請計画案

申請案件	令和3年度								令和4年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期				
設工認（その4） 令和3年1月15日申請 令和3年7月×日補正申請	● ← →															
設工認（その6） 令和3年5月7日申請 令和3年7月6日補正申請	● ← →															
保安規定 （アスファルト固化処理停止等に係る申請）			○	← → ● ※												
原子炉設置変更許可				○	← → ●								(5月)			
設工認（その9）									○	●						
保安規定 （放射性廃棄物処理場全体に係る申請）									(5月)	(9月)	○	● ※				
											(10月)	(2月)	★			

○：申請 ●：許認可希望 ←→：説明期間 ⇄：工事及び使用前事業者検査期間 ★：適合性確認終了

※：保安規定の認可希望時期については、使用前確認が終了し、運用を開始するタイミング等を考慮している。